

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	2023年5月12日
【事業年度】	第48期（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）
【会社名】	株式会社インサイト
【英訳名】	I N S I G H T I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役 浅井 一
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北四条西三丁目1番地
【電話番号】	011 - 233 - 2221（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 美濃 孝二
【最寄りの連絡場所】	札幌市中央区北四条西三丁目1番地
【電話番号】	011 - 233 - 2221（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理部長 美濃 孝二
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

当社グループの広告・マーケティング事業におけるふるさと納税事業に関する一部の取引について、連結損益計算書及び損益計算書上は本人取引として契約上の受注額と発注額をそれぞれ総額で売上高および売上原価に計上しております。

第48期第1四半期連結会計期間の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）を適用しておりますが、当該取引に対して、実質的な取引への関与状況と権利義務関係について追加的な検討を実施した結果、代理人取引として純額で売上高を計上すべきと判断しました。

本人取引から代理人取引への訂正は、売上高と売上原価を相殺するものであり、損益に与える影響はありません。なお、本訂正に合わせて、その他の重要性の乏しい過年度の未修正の誤謬につきましても訂正しております。

これらの決算訂正により、当社グループが2022年9月29日に提出いたしました第48期（自 2021年7月1日 至 2022年6月30日）に係る有価証券報告書の一部を訂正する必要が生じたので、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の連結財務諸表及び財務諸表については、監査法人ハイビスカスにより監査を受けており、その監査報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

2 事業等のリスク

(1) 広告・マーケティング事業に関するリスクについて

3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(1) 経営成績の状況

(3) 生産、受注及び販売の実績

3) 売上実績

(4) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

6) 経営戦略の現状と見通し

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

(1) 連結財務諸表

連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

注記事項

(会計方針の変更)

(セグメント情報等)

セグメント情報

関連情報

(2) その他

2 財務諸表等

(1) 財務諸表

損益計算書

注記事項

(会計方針の変更)

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(訂正前)

(1) 連結経営指標等

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月
売上高 (千円)	2,083,627	2,198,566	2,327,924	1,967,744	<u>2,632,683</u>
(省略)					

(省略)

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月
売上高 (千円)	1,664,161	1,791,062	1,922,891	1,556,924	<u>2,220,549</u>
(省略)					

(省略)

(訂正後)

(1) 連結経営指標等

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月
売上高 (千円)	2,083,627	2,198,566	2,327,924	1,967,744	<u>2,330,295</u>
(省略)					

(省略)

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	2018年6月	2019年6月	2020年6月	2021年6月	2022年6月
売上高 (千円)	1,664,161	1,791,062	1,922,891	1,556,924	<u>1,918,161</u>
(省略)					

(省略)

第2【事業の状況】

2【事業等のリスク】

(1) 広告・マーケティング事業に関するリスクについて

(訂正前)

(省略)

広告媒体間の競合激化による影響について

(省略)

また、当社グループは地域密着型の広告を得意としており、当連結会計年度において、地域住民に対する直接的な情報伝達を目的とした広告手段である折込チラシ並びに販促物等のセールスポモーション(以下「SP」という)の売上高は減少傾向にあるものの、当事業における商品品目別の売上割合の37.1%を占め、テレビ、ラジオ、新聞及び雑誌のマスメディア4媒体の売上高は全体の19.0%、デジタルマーケティング分野等の売上高は12.8%、観光コンサルの売上高は31.0%となっております。

(省略)

媒体社との取引について

当事業における売上高を、広告媒体料金である媒体売上高(注)と、広告物や販促物を企画・作成する制作売上高(注)とに分類しますと、当連結会計年度において、折込、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット広告等の媒体売上高が37.1%を占めております。

(省略)

(訂正後)

(省略)

広告媒体間の競合激化による影響について

(省略)

また、当社グループは地域密着型の広告を得意としており、当連結会計年度において、地域住民に対する直接的な情報伝達を目的とした広告手段である折込チラシ並びに販促物等のセールスポモーション(以下「SP」という)の売上高は減少傾向にあるものの、当事業における商品品目別の売上割合の42.8%を占め、テレビ、ラジオ、新聞及び雑誌のマスメディア4媒体の売上高は全体の21.9%、デジタルマーケティング分野等の売上高は14.8%、観光コンサルの売上高は20.5%となっております。

(省略)

媒体社との取引について

当事業における売上高を、広告媒体料金である媒体売上高(注)と、広告物や販促物を企画・作成する制作売上高(注)とに分類しますと、当連結会計年度において、折込、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット広告等の媒体売上高が46.6%を占めております。

(省略)

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況

(訂正前)

(省略)

以上により、当社グループの当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けましたが、経済活動の制約の緩和等ならびに広告・マーケティング事業環境の回復傾向もあることから、売上高が2,632,683千円（前連結会計年度比 33.8%増）、売上総利益が579,547千円（同 28.2%増）となりましたが、併せて人員体制の強化を行い人件費を含めた販売費及び一般管理費も増加したことから、営業利益は76,329千円（前連結会計年度は39,261千円の営業損失）、経常利益は106,122千円（前連結会計年度は14,333千円の経常損失）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は68,527千円（前連結会計年度は31,694千円の親会社株主に帰属する当期純損失）の増収増益となりました。

(省略)

1) 広告・マーケティング事業

(省略)

以上の結果、当連結会計年度の売上高は2,299,775千円（前連結会計年度比 40.5%増）となり、セグメント利益は212,796千円（同 151.5%増）となりました。

<参考・当社グループにおける品目別の売上高>

商品品目別の売上高と前連結会計年度からの増減は次のとおりです。

区 分	当連結会計年度	前年(2021年) 同期比増減	前々年(2020年) 同期比増減
新聞折込チラシの売上高	238,073千円	19.2%減	11.3%減
マスメディア4媒体の売上高	437,335千円	2.5%減	45.1%減
販 促 物 の 売 上 高	616,089千円	60.6%増	30.0%増
観 光 コ ン サ ル の 売 上 高	713,616千円	159.2%増	257.6%増
そ の 他 の 売 上 高	294,660千円	25.7%増	17.2%増
セグメント売上高合計	2,299,775千円	40.5%増	15.6%増

(省略)

(訂正後)

(省略)

以上により、当社グループの当連結会計年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けましたが、経済活動の制約の緩和等ならびに広告・マーケティング事業環境の回復傾向もあることから売上高が2,330,295千円(前連結会計年度比 18.4%増)、売上総利益が579,547千円(同 28.2%増)となりましたが、併せて人員体制の強化を行い人件費を含めた販売費及び一般管理費も増加したことから、営業利益は76,329千円(前連結会計年度は39,261千円の営業損失)、経常利益は106,122千円(前連結会計年度は14,333千円の経常損失)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は68,527千円(前連結会計年度は31,694千円の親会社株主に帰属する当期純損失)の増収増益となりました。

(省略)

1) 広告・マーケティング事業

(省略)

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,997,386千円(前連結会計年度比 22.0%増)となり、セグメント利益は212,796千円(同 151.5%増)となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等の適用により、売上高及び売上原価はそれぞれ302,388千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

<参考・当社グループにおける品目別の売上高>

商品品目別の売上高と前連結会計年度からの増減は次のとおりです。

区 分	当連結会計年度	前年(2021年) 同期比増減	前々年(2020年) 同期比増減
新聞折込チラシの売上高	238,073千円	19.2%減	11.3%減
マスメディア4媒体の売上高	437,335千円	2.5%減	45.1%減
販 促 物 の 売 上 高	616,089千円	60.6%増	30.0%増
観 光 コ ン サ ル の 売 上 高	411,227千円	49.4%増	106.1%増
そ の 他 の 売 上 高	294,660千円	25.7%増	17.2%増
セグメント売上高合計	1,997,386千円	22.0%増	0.4%増

(省略)

(3) 生産、受注及び販売の実績

3) 売上実績

(訂正前)

(省略)

当連結会計年度の売上実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	前連結会計年度比(%)
広告・マーケティング事業(千円)	2,293,283	140.8
債権投資事業(千円)	45,623	134.7
介護福祉事業(千円)	224,511	95.8
ケアサービス事業(千円)	69,265	98.3
合計(千円)	2,632,683	133.8

(省略)

(訂正後)

(省略)

当連結会計年度の売上実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	前連結会計年度比(%)
広告・マーケティング事業(千円)	1,990,894	122.2
債権投資事業(千円)	45,623	134.7
介護福祉事業(千円)	224,511	95.8
ケアサービス事業(千円)	69,265	98.3
合計(千円)	2,330,295	118.4

(省略)

(4) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

6) 経営戦略の現状と見通し

(訂正前)

(省略)

以上から、2023年6月期の連結会計年度の業績見通しは、売上高3,065百万円(前年同期比 16.5%増)、営業利益58百万円(前年同期比 23.7%減少)、経常利益50百万円(前年同期比 52.8%減少)を見込み、親会社株主に帰属する当期純利益30百万円(前年同期比 55.9%減少)を見込んでおります。

(訂正後)

(省略)

以上から、2023年6月期の連結会計年度の業績見通しは、売上高3,065百万円(前年同期比 31.5%増)、営業利益58百万円(前年同期比 23.7%減少)、経常利益50百万円(前年同期比 52.8%減少)を見込み、親会社株主に帰属する当期純利益30百万円(前年同期比 55.9%減少)を見込んでおります。

第5【経理の状況】

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(訂正前)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
売上高	1,967,744	1 2,632,683
売上原価	1,515,646	2,053,136
売上総利益	452,098	579,547
(省略)		

(訂正後)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
売上高	1,967,744	1 2,330,295
売上原価	1,515,646	1,750,747
売上総利益	452,098	579,547
(省略)		

【注記事項】

(会計方針の変更)

(訂正前)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる、連結財務諸表に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(省略)

(訂正後)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、広告・マーケティング事業の一部取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、代理人取引であると判断した結果、当該取引について純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の売上高及び売上原価がそれぞれ302,388千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(省略)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(訂正前)

(省略)

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の売上高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(省略)

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				合計
	広告・マーケティング事業	債権投資事業	介護福祉事業	ケアサービス事業	
売上高					
新聞折込チラシ	231,581	-	-	-	231,581
マスメディア4媒体	437,335	-	-	-	437,335
販促物	616,089	-	-	-	616,089
観光コンサル	713,616	-	-	-	713,616
債券投資事業	-	45,623	-	-	45,623
介護福祉事業	-	-	224,511	-	224,511
ケアサービス事業	-	-	-	69,265	69,265
その他	294,660	-	-	-	294,660
顧客との契約から生じる収益	2,293,283	-	224,511	69,265	2,587,060
その他の収益	-	45,623	-	-	45,623
外部顧客への売上高	2,293,283	45,623	224,511	69,265	2,632,683
セグメント間の内部売上高又は振替高	6,492	-	-	-	6,492
計	2,299,775	45,623	224,511	69,265	2,639,176
セグメント利益又は損失()	212,796	15,029	16,341	1,010	210,474
(省略)					

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,975,321	2,639,176
セグメント間取引消去	7,576	6,492
連結財務諸表の売上高	1,967,744	2,632,683

(省略)

(訂正後)

(省略)

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の売上高は、第三者間取引価格に基づいております。

「会計方針の変更」に記載のとおり、当連結会計年度に係る連結財務諸表から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の「広告・マーケティング事業」の売上高及び売上原価がそれぞれ302,388千円減少しておりますが、セグメント利益に与える影響はありません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(省略)

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				合計
	広告・マーケティング事業	債権投資事業	介護福祉事業	ケアサービス事業	
売上高					
新聞折込チラシ	231,581	-	-	-	231,581
マスメディア4媒体	437,335	-	-	-	437,335
販促物	616,089	-	-	-	616,089
観光コンサル	411,227	-	-	-	411,227
債権投資事業	-	45,623	-	-	45,623
介護福祉事業	-	-	224,511	-	224,511
ケアサービス事業	-	-	-	69,265	69,265
その他	294,660	-	-	-	294,660
計	1,990,894	45,623	224,511	69,265	2,330,295
顧客との契約から生じる収益	1,990,894	-	224,511	69,265	2,284,671
その他の収益	-	45,623	-	-	45,623
外部顧客への売上高	1,990,894	45,623	224,511	69,265	2,330,295
セグメント間の内部売上高又は振替高	6,492	-	-	-	6,492
計	1,997,386	45,623	224,511	69,265	2,336,787
セグメント利益又は損失()	212,796	15,029	16,341	1,010	210,474
(省略)					

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)
(単位:千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,975,321	2,336,787
セグメント間取引消去	7,576	6,492
連結財務諸表の売上高	1,967,744	2,330,295

(省略)

【関連情報】

(訂正前)

(省略)

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	新聞折込 チラシ	マスメディ ア4媒体	販促物	観光コンサ ル	債権投資	介護福祉	ケアサービ ス	その他	合計
外部顧客へ の売上高	231,581	437,335	616,089	713,616	45,623	224,511	69,265	294,660	2,632,683

(省略)

(訂正後)

(省略)

当連結会計年度(自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	新聞折込 チラシ	マスメディ ア4媒体	販促物	観光コンサ ル	債権投資	介護福祉	ケアサービ ス	その他	合計
外部顧客へ の売上高	231,581	437,335	616,089	411,227	45,623	224,511	69,265	294,660	2,330,295

(省略)

(2) 【その他】

(訂正前)

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	549,827	1,263,712	2,088,664	2,632,683
(省略)				

(訂正後)

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	462,220	1,082,028	1,844,446	2,330,295
(省略)				

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【損益計算書】

(訂正前)

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
売上高	2 1,556,924	2 2,220,549
売上原価	2 1,216,160	2 1,738,074
売上総利益 (省略)	340,763	482,475

(訂正後)

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当事業年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)
売上高	2 1,556,924	2 1,918,161
売上原価	2 1,216,160	2 1,435,685
売上総利益 (省略)	340,763	482,475

【注記事項】

(会計方針の変更)

(訂正前)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる、財務諸表に与える影響はありません。

(省略)

(訂正後)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、広告・マーケティング事業の一部取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、代理人取引であると判断した結果、当該取引について純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価がそれぞれ302,388千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

(省略)

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社インサイト

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

札幌事務所

指定社員 公認会計士 堀 俊介
業務執行社員

指定社員 公認会計士 堀口 佳孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インサイトの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の訂正後の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インサイト及び連結子会社の2022年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有形固定資産の減損の兆候の識別	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、有形固定資産152,884千円には、介護福祉事業セグメントに属する有形固定資産が88,863千円含まれており、総資産の7.6%を占めている。</p> <p>会社は、介護福祉事業の兆候の有無を把握するに際して、各施設を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、営業損益が継続してマイナスとなっているか、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合、時価が著しく下落した場合等に減損の兆候があるものとしている。</p> <p>介護福祉事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことなどにより、入居率が低下し、当連結会計年度の営業損益がマイナスとなった施設がある。経営者は、当該施設の入居状況を踏まえた翌連結会計年度の営業損益見込みがプラスであることから、固定資産の減損の兆候は認められないと判断している。</p> <p>介護福祉事業における有形固定資産の残高に金額の重要性があり、当該判断による影響は大きいことから、当監査法人は有形固定資産の減損の兆候の識別が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、監査上の主要な検討事項に対して、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形固定資産の減損に関する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 ・取締役会によって承認された事業計画との整合性を検証した。 ・資産グループごとの損益実績について、推移分析及び関連する資料との突合による検討を踏まえ、その正確性を検討した。 ・経営者が見込んでいる翌連結会計年度の介護施設の売上高について、入居者と締結された賃貸借契約書と突合するとともに、期末日以降の入退去の予定やその他の動向を確認した。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、連結財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の連結財務諸表に対して2022年9月29日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の連結財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書の訂正報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の訂正後の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社インサイト

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

札幌事務所

指定社員 公認会計士 堀 俊介
業務執行社員

指定社員 公認会計士 堀口 佳孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インサイトの2021年7月1日から2022年6月30日までの第48期事業年度の訂正後の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インサイトの2022年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は、当事業年度末の貸借対照表において、関係会社株式50,500千円、関係会社長期貸付金230,000千円を計上しており、これらの合計額は総資産の30.9%を占めている。また、関係会社長期貸付金はすべて子会社である株式会社インベストに対するものである。</p> <p>会社は、関係会社株式について、直近期末の財務数値等を用いて算出した実質価額が取得価額に比して著しく下落した場合には、将来の回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて実質価額まで減損処理することとしている。</p> <p>また、関係会社貸付金の回収可能性を評価し、貸付金のうち回収が見込めないと判断される金額について貸倒引当金を計上することとしているが、株式会社インベストへの貸付金はさらに各グループ会社への関係会社貸付金や営業貸付金としての原資となっており、その判断には不確実性を伴う。</p> <p>関係会社株式及び関係会社長期貸付金は貸借対照表における金額的重要性があり、経営者の判断による影響が大きいことから、当監査法人は関係会社投融資の評価が監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、監査上の主要な検討事項に対して、主として以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係会社投融資の評価に関連する一連の決算・財務報告プロセスの内部統制の有効性を評価した。 ・各関係会社株式の取得価額と実質価額を比較し、実質価額の著しい低下の有無を確認した。 ・関係会社貸付金の評価に用いた回収計画について、経営者により承認された利益計画や資金繰り計画との整合性を検討した。 ・営業貸付先に対する質問や、過去の返済実績を検討することで、営業貸付金の回収可能性について評価した。

その他の事項

有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の財務諸表に対して2022年9月29日に監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の財務諸表に対して本監査報告書を提出する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書の訂正報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の訂正後の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。